

# 新潟県指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領

制定 健 第 1718 号 平成 26 年 12 月 16 日

## 第 1 趣旨

この要領は、小児慢性特定疾病児童等に対して提供される医療の質の確保、指定事務の円滑かつ適正な運営を期するため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 9 第 1 項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定について、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 指定・更新の申請及び変更の届出等の事務

### 1 指定の申請

- (1) 法第 19 条の 9 第 1 項の規定に基づき、指定医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式 1 により知事に申請すること。
- (2) 指定を受ける対象は、新潟県内（新潟市を除く。）に所在する医療機関（病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業者）とする。

### 2 更新の申請

法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき、指定医療機関の更新をしようとする者は、別紙様式 2 により知事に申請すること。

### 3 変更の届出

法第 19 条の 14 の規定に基づき、指定医療機関が、その名称及び所在地その他児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 7 条の 34 に定める事項に変更が生じた場合は、別紙様式 3 により 10 日以内に知事に届け出ること。

### 4 業務の休止等の届出

規則第 7 条の 36 の規定に基づき、①当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき、②医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条、第 28 条若しくは第 29 条、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 95 条又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 72 条第 4 項若しくは第 75 条第 1 項に規定する処分を受けたとき、のいずれかに該当する場合は、別紙様式 4 により速やかに知事に届け出ること。

### 5 指定の辞退

法第 19 条の 15 の規定に基づき、指定医療機関の指定を辞退する場合、指定医療機関の開設者等は、一月以上の予告期間を設けて、別紙様式 5 により知事に申し出ること。

### 6 その他

知事は、指定医療機関の指定（更新を含む。）、名称等の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第 19 条の 19 の規定に基づき公示し、小児慢性特定疾病医療費の支給認定の対象となっている小児慢性特定疾病児童等、その保護者及び

その他関係機関等に対して、ホームページや広報を通じて広く周知する。

### 第3 審査（確認）

1 知事は、次に掲げる事項を満たしているかどうかを審査（判断）する。

- (1) 指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第 466 号）に基づき、懇切丁寧な小児慢性特定疾病医療が行える医療機関又は事業所であること。
- (2) 病院及び診療所にあつては、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。また、専門医師の配置、設備の状況からみて、小児慢性特定疾病医療支援の実施に当たり、十分な能力を有する医療機関であること。
- (3) 薬局にあつては、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険薬局であること。
- (4) 訪問看護ステーションにあつては、健康保険法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者が行う事業所であること。

2 知事は、次に掲げる事項に該当していないかを審査（確認）する。

- (1) 申請者について、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。
- (2) 申請者について、「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。

「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの」とは、次のア～チに掲げるものとする。

- ア 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- イ 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- ウ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- エ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- オ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 213 号）
- キ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
- ク 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ケ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- コ 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- サ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- シ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- ス 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- セ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）
- ソ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）
- タ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- チ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成 18 年法律第 77 号)

ツ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年法律第 79 号)

テ 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号)

ト 再生医療等の安全性の確保等に関する法律 (平成 25 年法律第 85 号)

ナ 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号)

- (3) 申請者について、「労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は失効を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。

「労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの」とは、次のア～ウに掲げるものとする。

ア 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 117 条、第 118 条第 1 項 (同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。)、第 119 条 (同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。) 及び第 120 条 (同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。) の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定 (これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和 60 年法律第 88 号) 第 44 条 (第 4 項を除く。)) の規定により適用される場合を含む。)

イ 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定

ウ 賃金の支払の確保等に関する法律 (昭和 51 年法律第 34 号) 第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定

- (4) 申請者について、「法第 19 条の 18 の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 (当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者 (以下「役員等」という。) であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。)」の該当の有無。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

「指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの」とは、具体的には、厚生労働大臣又は知事が法第 19 条の 16 第 1 項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定医療機関による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定医療機関が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定医療機関が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

- (5) 申請者について、「法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日（（7）において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 20 条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき」の該当の有無。
- (6) 申請者について、「法第 19 条の 16 の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき」の該当の有無。
- (7) (5) に規定する期間内に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者について、「通知日前 60 日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき」の該当の有無。
- (8) 申請者について、「指定医療機関の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき」の該当の有無。
- (9) 申請者について、「法人で、その役員等のうちに（1）から（8）までのいずれかに該当する者のあるものであるとき」の該当の有無。
- (10) 申請者について、「法人でない者で、その管理者が（1）から（8）までのいずれかに該当する者であるとき」の該当の有無。

3 知事は、第2の1の申請があった場合において、次の（1）～（4）に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしない。

- (1) 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。  
「厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」は、訪問看護ステーションとする。
- (2) 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、小児慢性特定疾病医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて法第 19 条の 13 の規定による指導又は法第 19 条の 17 第 1 項の規定による勧告を受けたとき。
- (3) 申請者が、法第 19 条の 17 第 3 項の規定による命令に従わないとき。
- (4) (1)～(3) に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不相当と認められるとき。

## 附 則

- 1 この要領は、平成26年12月16日から施行する。
- 2 平成26年度中に申請等があったもので、別紙様式の項目を満たす場合は、任意様式でも申請等を受理するものとする。

指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書

申請の種別 (いずれかに○)		1 病院・診療所		2 薬局		3 指定訪問看護事業者	
保険医療機関等	名称						
	所在地		〒	電話番号			
	医療機関コード ※1						
開設者 ※2	住所 (指定訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載)		〒	電話番号			
	氏名又は名称						
	代表者 (指定訪問看護事業者のみ記載)	住所					
		氏名					
標榜している診療科名 (薬局・指定訪問看護事業者は記載不要)							
<p>上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を申請します。</p> <p>また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>平成      年      月      日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所（法人にあつては所在地）</p> <p style="text-align: right;">氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>新潟県知事 様</p>							

※ 1 医療機関の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。

※ 2 開設者が法人の場合は裏面の役員名簿に必要事項を記載してください。

(裏)

役員名簿

職名	氏名	職名	氏名

記載欄が足りない場合は別紙により役員名簿を添付すること。

【児童福祉法第19条の9第2項】

- 一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第十九条の十八の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五 申請者が、第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日（第七号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、第十九条の十六第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七 第五号に規定する期間内に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前六十日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、前項の申請前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

指定小児慢性特定疾病医療機関 更新申請書

申請の種別 (いずれかに○)		1 病院・診療所		2 薬局		3 指定訪問看護事業者	
保険医療機関等	名称						
	所在地		〒		電話番号		
	医療機関コード ※1						
開設者 ※2	住所 (指定訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載)		〒		電話番号		
	氏名又は名称						
	代表者 (指定訪問看護事業者のみ記載)	住所					
		氏名					
標榜している診療科名 (薬局・指定訪問看護事業者は記載不要)							
<p>上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく、申請します。</p> <p>また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>開設者 住所（法人にあっては所在地）</p> <p>氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: right;">印</p>							
新潟県知事 様							

※1 医療機関の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。

※2 開設者が法人の場合は裏面の役員名簿に必要事項を記載してください。



(裏)

役員名簿

職名	氏名	職名	氏名

記載欄が足りない場合は別紙により役員名簿を添付すること。

【児童福祉法第19条の9第2項】

- 一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第十九条の十八の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五 申請者が、第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日（第七号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、第十九条の十六第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七 第五号に規定する期間内に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前六十日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、前項の申請前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十 申請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書

種別 (いずれかに○)		1 病院・診療所	2 薬局	3 指定訪問看護事業者
保険医療機関等の名称				
変更年月日		平成 年 月 日		
↓変更がある事項に○				
保険医療機関等	名称		変更前： 変更後：	
	所在地		〒 電話番号	
	医療機関コード			
開設者	住所 (指定訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載)		〒 電話番号	
	氏名又は名称			
	代表者 (指定訪問看護事業者のみ記載)	住所		
		氏名		
標榜している診療科名 (薬局・指定訪問看護事業者は記載不要)				
役員の氏名又は職名			裏面の役員名簿へ記載願います	
<p>上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 14 の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため、届出を行います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所（法人にあっては所在地）</p> <p style="text-align: right;">氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: right;">印</p>				
新潟県知事 様				



指定小児慢性特定疾病医療機関 業務休止等届出書

種別 (いずれかに○)	1 病院・診療所      2 薬局      3 指定訪問看護事業者		
届出事項 (いずれかに○)	1 業務の休止      2 業務の廃止      3 業務の再開 4 規則第7条の36第2号に規定する処分		
事由発生年月日	平成      年      月      日		
保険医療機関等	名称		
	所在地	〒	電話番号
	医療機関コード		
開設者	住所 (指定訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載)	〒	電話番号
	氏名又は名称		
	代表者 (指定訪問看護事業者のみ記載)	住所	
		氏名	
標榜している診療科名 (薬局・指定訪問看護事業者は記載不要)			
<p>上記のとおり、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の36の規定に基づき届出を行うべき事項が生じたため届出ます。</p> <p>平成      年      月      日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所（法人にあつては所在地）</p> <p style="text-align: right;">氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: right;">印</p>			
新潟県知事 様			

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定辞退申出書

種別 (いずれかに○)		1 病院・診療所	2 薬局	3 指定訪問看護事業者
指定小児慢性特 定疾病医療機関	名称			
	所在地	〒	電話番号	
	医療機関 コード			
辞 退 年 月 日		平成 年 月 日		
辞 退 の 理 由				
<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を辞退します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>開設者 住所（法人にあつては所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）</p> <p style="text-align: right;">印</p>				
新潟県知事 様				

※この申し出は、指定を辞退しようとする日の1月前までに行う必要があります。